

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 12 月 22 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600848 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600323 号

## 第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年1月21日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成4年1月21日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年1月21日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年1月21日から同年2月1日まで

年金事務所からのお知らせにより、A社又はC社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間当時の給料に係る明細書及び預金通帳を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料に係る明細書及び預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する預金通帳及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給料に係る明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成4年1月21日から同年2月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である平成4年1月21日となっており、離職年月日は同日であることから社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成4年1月21日を資格喪失年月日として

厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成4年1月21日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600837 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600324 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額を 54 万 5,000 円、平成 17 年 7 月 11 日の標準賞与額を 55 万 5,000 円、同年 12 月 15 日の標準賞与額を 73 万 6,000 円、平成 18 年 7 月 11 日の標準賞与額を 55 万 3,000 円、平成 19 年 7 月 10 日の標準賞与額を 56 万 8,000 円、平成 20 年 12 月 15 日の標準賞与額を 60 万 6,000 円、平成 21 年 7 月 10 日の標準賞与額を 55 万円、同年 12 月 15 日の標準賞与額を 68 万円、平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額を 38 万円、平成 25 年 8 月 15 日の標準賞与額を 38 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 10 日、平成 17 年 7 月 11 日、同年 12 月 15 日、平成 18 年 7 月 11 日、平成 19 年 7 月 10 日、平成 20 年 12 月 15 日、平成 21 年 7 月 10 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 7 月 13 日及び平成 25 年 8 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 10 日、平成 17 年 7 月 11 日、同年 12 月 15 日、平成 18 年 7 月 11 日、平成 19 年 7 月 10 日、平成 20 年 12 月 15 日、平成 21 年 7 月 10 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 7 月 13 日及び平成 25 年 8 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 17 年 7 月 11 日  
③ 平成 17 年 12 月 15 日  
④ 平成 18 年 7 月 11 日  
⑤ 平成 19 年 7 月 10 日  
⑥ 平成 20 年 12 月 15 日  
⑦ 平成 21 年 7 月 10 日  
⑧ 平成 21 年 12 月 15 日  
⑨ 平成 24 年 7 月 13 日  
⑩ 平成 25 年 8 月 15 日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑩までの標準賞与額の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者から提出された、自身がA社の給与明細書を基に作成したとする請求期間①から⑩までに係るエクセルデータ、請求期間①から⑩までに係る市民税・県民税課税証明書、請求期間②から⑩までに係る預金通帳の写し並びに同社から提出された請求期間⑤から⑩までに係る賃金台帳、請求期間⑩に係る源泉徴収簿及び事業主の回答により、請求者は同社から請求期間①から⑩までに係る賞与の支払いを受け、請求期間①から⑤まで及び⑧については、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間⑦については、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を、請求期間⑥、⑨及び⑩については、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑩までに係る標準賞与額については、上記エクセルデータ、賃金台帳及び源泉徴収簿により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年7月10日は54万5,000円、平成17年7月11日は55万5,000円、同年12月15日は73万6,000円、平成18年7月11日は55万3,000円、平成19年7月10日は56万8,000円、平成20年12月15日は60万6,000円、平成21年7月10日は55万円、同年12月15日は68万円、平成24年7月13日は38万円、平成25年8月15日は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日、平成17年7月11日、同年12月15日、平成18年7月11日、平成19年7月10日、平成20年12月15日、平成21年7月10日、同年12月15日、平成24年7月13日及び平成25年8月15日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600792 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600322 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 10 月 23 日から平成 10 年 1 月 1 日まで

A 社に勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。提出した請求期間の源泉徴収票において、社会保険料が控除されていることが分かるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された A 社に係る「平成 7 年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成 9 年分給与所得の源泉徴収票」並びに同社から提出された請求者に係る「人事記録」により、請求者は、平成 7 年 10 月 23 日に入社し、平成 9 年 12 月 31 日に退職していることが確認できることから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、請求者については、厚生年金保険に加入させておらず、健康保険のみの加入であった旨回答している。

また、A 社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を行っておらず、請求者の給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答しているところ、請求者から提出された同社に係る「平成 7 年分給与所得の源泉徴収票」、「平成 8 年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成 9 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額は、同社から提出された請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」に記載された平成 9 年 8 月改定の健康保険の標準報酬月額並びに平成 7 年 11 月及び平成 9 年の従業員の社会保険に係る手書き資料に記載された健康保険の標準報酬月額を基に算出した金額により、各年の健康保険料の合計金額であることが推認できることから、請求期間において、請求者の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていなかったことが認められる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。